文京区福祉環境整備要綱

昭和59年12月21日 59文福福発第 604号

改正 平成元年 3 月23日 63文福障発第1123号

改正 平成7年8月8日 7文福障発第 344号

改正 平成13年 2 月19日 12文福障第 10815号

改正 平成14年10月15日 14文福障第 1236号

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者、病弱者、高齢者、その他身体の不自由な人々(以下「障害者等」という。)が、区内の公共的性格をもつ建築物、道路、公園等の各種施設(以下「対象施設」という。)を容易に利用できるようにするため、対象施設の整備に関する基準(以下「福祉環境整備基準」という。)を定め、建築主及び関係者の理解と協力を得て、これを達成することにより、福祉のまちづくりを推進し、もって本区における社会福祉の増進を図ることを目的とする。(対象施設)

- 第2条 この要綱は、次の各号に掲げる対象施設について適用する。
 - (1) 区の庁舎、区民施設、児童施設、福祉施設、学校教育施設、社会教育施設、運動施設、保健衛生施設、公衆便所(特に指定するものに限る。)その他これらに類する建築物及びそれに付属する施設
 - (2) 国及び他の公共団体の庁舎又は、公共用の建築物及びそれに付属する施設
 - (3) 道路法第2条第1項に定める道路及びその付属施設
 - (4) 都市公園法第2条第1項に定める都市公園、児童遊園、その他これらに類する施設及びそれに付属する施設
 - (5) 公会堂、集会場・展示場・冠婚葬祭場(床面積が200㎡以上の施設に限る。)、鉄道駅舎その他 これらに類する建築物及びそれに付属する施設
 - (6) 病院、診療所その他これらに類する建築物及びそれに付属する施設
 - (7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場、その他これらに類する建築物及びそれに付属する施設
 - (8) ホテル、旅館、公衆浴場、金融機関その他これらに類する建築物及びそれに付属する施設
 - (9) 共同住宅、寄宿舎、事務所又は工場でその用途に供する床面積が、用途の混合を含め 1.000㎡ 以上の施設
 - (10) 百貨店、スーパーマーケットその他物品販売及び飲食業を営む店舗で、その用途に供する床面 積が 200㎡以上の施設、並びに店舗の混合で構成されている施設でその用途に供する床面積の合 計が 500㎡以上の施設
 - (11) 理容店及び美容店
 - (12) 複合用途の建築物で第3号及び第4号を除く前各号に掲げる用途に供するものの床面積の合計 が1,000㎡以上の施設

(13) その他、区長が特に必要と認めるもの

(整備箇所)

第3条 対象施設について、福祉環境整備基準を適用するか所(以下「整備箇所」という。)は、別表1の規定を標準とする。

(整備基準)

第4条 対象施設の整備基準については、別表2の規定を標準とする。ただし、第2条各号に掲げる 対象施設の位置、土地の形状その他の事情により福祉環境整備基準を適用することが特に困難と認 められる場合は、補助手段の採用その他の代替措置を講ずることができるものとする。

(事業の推進)

- 第5条 建築主並びに道路及び公園等の設置者又は管理者(以下「建築主等」という。)は、対象施設を建築(大規模な修繕及び模様替えを含む。)し、又は設置しようとする場合には、福祉環境整備基準に適合するよう努めるとともに、既設の対象施設についても、可能な限り福祉環境整備基準に適合するよう施設の改善に努めるものとする。
- 2 主に障害者や高齢者の利用を目的とした施設は、必要に応じ福祉環境整備基準に加え、きめ細かな配慮を行うよう努めるものとする。

(事前協議及び報告)

- 第6条 対象施設を建築又は設置しようとする建築主等は、計画の段階で事前に区長に協議するものとする。
- 2 前項の建築主等は、当該建築物又は施設(以下「適用施設」という。)の建築等の工事が完了したときは、その旨を区長に報告するものとする。

(標示及び周知)

- 第7条 区長は、この要綱に基づき整備された施設の建築主等に対し、適用施設が障害者等も容易に 利用することができる旨の標示板を交付するものとする。
- 2 標示板の交付を受けた建築主等は、当該標示板を適用施設の見やすい位置に標示するものとする。
- 3 区長は、この要綱に基づく対象施設の整備状況を区民に周知するため、必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び指導)

- 第8条 区長は、福祉環境整備基準に基づき対象施設を新たに設け、又は改善し、若しくは維持しようとする者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。
- 2 前項の指導は、建築主等及び関係者の協力を得て、対象施設及び対象施設の敷地又は工事現場に 立ち入って行うことができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。